

令和4年度 八幡平市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子高齢化・核家族化の進行、人口減少等を背景に、住民が直面する課題は複雑化、多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会経済活動や日常生活への影響が長期化しています。

社会福祉協議会が実施する事業においても、集合型事業の中止や規模縮小などにより、活動の場が制限され住民相互の交流の機会が減少しています。

一方で、生活困窮者等社会的弱者への生活資金の貸し付けや相談対応の増加など、コロナ禍において、住民の生活支援に直結する事業の推進が重要となってきています。

こうした状況を踏まえて、社会福祉協議会では本年度から生活困窮者自立相談支援事業の家計改善支援業務と就労準備支援業務を市から受託し、相談支援員を増員し、複雑で困難な課題を抱える人たちの経済的自立と生活の安定をめざした相談支援の強化に取り組みます。市役所や公共職業安定所、医療機関、地域包括支援センターなど、関係機関と連携し相談・生活支援活動を推進します。

さらに、昨年度より市から受託している生活支援体制整備事業では、日常生活上の支援が必要な人が住み慣れた地域で生きがいをもって在宅で暮らすことができるよう、住民の支え合いの意識の醸成と多様な主体による多様な生活サービスの提供体制の構築に取り組みます。

複雑・多様化する生活・福祉課題の解決に向けて、市行政、関係機関や団体と連携し地域福祉活動の推進に取り組み、「誰もがこの地域で安心して暮らすことのできるしあわせの郷づくり」をめざして、人と人とのつながり、地域の支え合いを基本に、各種事業を推進します。

2. 重点項目

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 八幡平市生活支援体制整備事業の推進
- (3) 在宅福祉サービスの推進
- (4) ボランティア活動の推進
- (5) 相談・生活支援活動の推進
- (6) 組織・財政基盤の強化
- (7) 関係機関・団体との連携強化

3. 事業推進

- (1) 地域福祉活動の推進

地区社会福祉推進協議会、福祉団体等と連携を図り、地域福祉活動に取り組むとともに、広く地域住民の福祉活動への理解と関心を高めるための事業を実施します。

第3次八幡平市地域福祉活動計画の中間年に当たる令和3年度に実施した事業評価、計画見直しの結果を踏まえて、より具体的な計画の実践と住民への周知を行い、共に支えあう地域づくりの実践に取り組みます。

情報発信においては、福祉だよりの内容充実及び事業の状況掲載など、身近な情報発信に努めます。ホームページを通じて事業情報等を積極的に公開し、最新情報を発信します。また、各種サービスの申請書等をホームページに公開し、利用者の利便性の向上を図ります。

- ①広報「福祉だよりの発行（年4回）、ホームページでの情報公開、情報発信、事業実施などの周知用チラシ等の配布、回覧等（随時）
- ②社会福祉大会
- ③福祉まつり
- ④地域福祉懇談会
- ⑤ダイヤモンド婚を祝う会
- ⑥福祉センター運営事業（市総合福祉センター）
- ⑦福祉バス運行事業
- ⑧地域福祉活動推進会開催

（2）八幡平市生活支援体制整備事業の推進

日常生活上の何らかの支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援サービス等の提供体制を構築するため、専任の職員を配置し、住民主体の支え合いの意識醸成と関係機関等とのネットワークを図り、事業を推進します。

地域支え合いをテーマとした講座の開催や広報の発行など新たな取り組みを進めます。

- ①生活支援コーディネーターの配置
 - ・第1層（市全体）生活支援コーディネーター 1名
 - ・第2層（西根・松尾・安代各圏域）生活支援コーディネーター 3名
- ②生活支援等サービスの把握
- ③利用者ニーズの把握
- ④利用者ニーズと生活支援等サービスのマッチング
- ⑤地域に不足するサービスの創出
- ⑥一般のサービス担い手の養成
- ⑦生活支援体制整備推進協議体との連携・協働

（3）在宅福祉サービスの推進

住民一人ひとりが地域社会から孤立することなく、安心して生活ができるよう、ひとり暮らし高齢者等を対象とした見守りネットワーク活動を継続するとともに、民生児童委員、ボランティア、福祉団体、関係機関と連携を図り、安

否確認などの取り組みの意識啓発を図ります。

いきいきサロン事業の推進強化を図るため、集落を単位とした仲間づくりを
を通じて、高齢者の孤立を防ぎ、生きがいづくりと地域で安心して暮らすこと
のできる環境づくりに向け支援します。血圧測定や健康指導等を行う看護師有
資格者の臨時職員を配置し、サロンに出向いて高齢者の健康づくりを推進しま
す。また、「健康は食から」の観点から、栄養士有資格者の臨時職員を併せて
派遣し、正しい食の知識と関心を深めることにより、健康寿命を延ばすことが
できるよう、市と連携を図り介護予防に取り組みます。

福祉サービスの支援では、外出支援サービスや福祉車両の貸し出しに使用す
る福祉車両を更新し、介護者の負担軽減を図り、利用者の生活の利便性向上と
社会参加の増進を図ります。

①高齢者見守り事業

ア ひとり暮らし高齢者等見守りネットワークの普及推進と関係機関との連
携

イ いわておげんきみまもりシステム

②いきいきサロン事業（サロン連絡会、看護師有資格者臨時職員、栄養士
有資格者臨時職員によるサロン訪問・健康指導と栄養指導）

③高齢者の集い（ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯）

④ひとり暮らし高齢者買い物ツアー（年2回）

⑤高齢者げんきはつらつ講座

⑥ニュースポーツ大会（年2回）

⑦地域の敬老事業への側面的支援・協力

⑧福祉サービス支援活動

ア 訪問理美容サービス事業

イ 外出支援サービス事業

福祉車両の更新1台（西根支所配置）

新規運転ボランティアの育成と研修の実施

ウ 福祉用具貸し出し事業（チャイルドシート、車椅子、歩行器、福祉車両、
特殊寝台、エアーマット、疑似体験用具等）

エ 高齢者配食サービス事業のあり方の検討

⑨子育て支援活動

大更地区社会福祉推進協議会を中心に地域の各種団体が参加し実行委員会
組織を立ち上げ活動する、地域子ども食堂「おおぶけキッズカフェ」の開催
への支援を行います。

（4）ボランティア活動の推進

ボランティア活動に関する住民の関心を高めるため、身近な地域活動やボラ
ンティア活動に関する情報を発信し、地域で支えあう連帯意識の向上を図り、
ボランティア活動者の拡大と育成に努めます。

災害時における相互支援体制づくりを図るため、災害ボランティアの育成に

努めます。

①ボランティア活動センター事業

- ア ボランティア活動センター機能強化
- イ ボランティア活動の相談、登録、あっせん
- ウ ボランティア団体の育成、連絡調整
- エ 雪かきボランティアスノーバスターズ活動の推進

②ボランティア福祉講座

広く市民にボランティア活動や福祉に関する意識を高めてもらうため、ボランティア活動や、防災、介護、福祉サービス等に関する講座を開催します。

③ボランティア協力校事業

児童・生徒を対象とした福祉教育の推進を図るため、市内小中高等学校を協力校に指定し、あわせて教育関係機関と連携を図り、児童・生徒のボランティア活動を推進します。

- ア ボランティア協力校の指定（小学校10校、中学校4校、高等学校1校）
- イ 福祉・健康標語募集と最優秀作品印刷物の配布

④出前体験講座（高齢者疑似体験等）の実施と指導ボランティアの育成

市内のボランティア協力校のほか、企業・団体等からの要請に応じ指導ボランティアが訪問し、高齢者や障がい者の疑似体験を行います。体験を指導するボランティアの育成を図ります。

⑤災害ボランティアセンター事業

- ア 災害ボランティアセンター開設運営訓練
- イ 災害ボランティア養成研修
- ウ 災害ボランティアセンター設置・運営等に関する市との協定締結への取り組み

⑥介護支援ボランティア研修への協力

(5) 相談・生活支援活動の推進

相談活動と生活支援を実施し、心豊かに安心して生活できるまちづくりに努めます。地域の生活課題を把握し、支援を必要とする人たちが適切な支援を受けられるよう地域に出向き、課題解決に努めます。

民生児童委員と連携を図りながら生活福祉資金やたすけあい資金等の有効活用を図り、世帯の更生援助を行います。

①心配ごと相談所及び電話相談、専門相談事業（法律相談）

心配ごと相談所運営委員会開催

②日常生活自立支援事業

高齢者や障がいのある人で判断能力が十分でない人に対する日常的金銭管理や福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業について、相談・契約に対応する専門員1名と援助を行う生活支援員11名を配置し、葛巻町・岩手町を包括した八幡平地域基幹社協として事業を推進します。

サービスを必要とする人が適切に事業を利用することができるよう事業の

周知を図るとともに、日常の支援にあたる生活支援員や関係職員への研修を実施します。

③成年後見制度の普及啓発

日常生活自立支援事業利用者の高齢化・障がいの重度化等により、今後、成年後見制度利用の必要性が高まっていくと考えられ、市や関係機関と連携を図り、制度の周知啓発を行い、成年後見制度への円滑な移行を推進します。

④生活福祉資金貸付事業

制度の普及や緊急かつ多様化する相談に対応するため、生活困窮者自立相談支援事業と連携し、資金貸付による世帯の更生援助と適正な制度運営に努めます。岩手県社会福祉協議会と連携し、相談支援を行います。

⑤たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対する緊急一時的な資金の貸付を行い、適正な制度運営と債権管理に努めます。

⑥生活困窮者自立相談支援事業

これまで実施してきた自立相談支援業務に加えて、本年度新たに家計改善支援業務と就労準備支援業務を受託します。

嘱託職員1名を増員し、専任の相談支援員3名の体制で、はちまんたい暮らしの支援室の事業を推進します。

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、市行政各部署や各種関係機関と連携し、自立や就労等の相談支援、家計改善に向けた相談支援を行います。

⑦生活困窮世帯への食料支援

生活が困窮した状態の世帯に対し、食料支援を実施しているNPO法人と連携し、生活維持の支援を行います。保存可能な食料の寄付を市民に募り、必要とする世帯への食料支援に取り組みます。

⑧生活困窮世帯への生活支援給付の実施

生活が困窮した状態になり、ライフラインの確保等のために緊急に日常生活への支援が必要となる世帯に対し、制度やサービス利用までのつなぎとして、支援給付を行います。食料支援に加え、生活必需品や日用品の支給にも対応できるよう、市民の寄付を募り事業を推進します。

⑨歳末たすけあい義援金配分事業

要援護世帯等への援護活動は「心のふれあい」を基本とし、歳末たすけあい運動を共同募金委員会と連携を図り推進します。

(6) 組織・財政基盤の強化

責任ある社会福祉法人として、適正かつ効率的な事業運営と財務管理を行います。

職務に必要な専門知識を習得し、職員の資質向上を図ります。

①会長・副会長会議の開催

②理事会・評議員会の開催

③監事監査の実施

- ④委員会の開催（総務委員会、広報委員会、事業運営委員会、苦情解決事業第三者委員会、評議員選任・解任委員会）
- ⑤会員の加入促進（一般会員、賛助会員の確保）
- ⑥福祉基金の管理と運用
- ⑦本所、支所の運営
- ⑧自然災害や感染症等の発生時に備えた事業継続計画（BCP）の策定
- ⑨役職員研修の実施
- ⑩職員の専門知識取得のための研修参加・実施
- ⑪市社協中期経営計画策定へ向けた取り組み（研修への参加、事業経営分析への取り組み）

（7）関係機関・団体との連携強化

行政や福祉関係機関、団体、地域の社会福祉法人等との連携を強化し、地域の福祉課題の解決と地域福祉活動の推進に努めます。

- ①関係機関・福祉団体等との事業運営についての協議・懇談の実施
- ②地区社会福祉推進協議会育成支援
- ③各種団体育成支援
 - ア 八幡平市民生児童委員協議会
 - イ 八幡平市老人クラブ連合会
 - ウ 八幡平市母子寡婦福祉協会
 - エ 八幡平市身体障害者福祉協会
 - オ 八幡平市手をつなぐ育成会
- ④八幡平市共同募金委員会への募金運動協力

（8）指定管理事業

- ①安代福祉センター管理・運営事業
 - 市の指定管理を受け、市民・福祉団体とともに地域福祉活動を推進する拠点としての安代福祉センターの管理運営を行います。

（9）障がい者支援事業

- 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（岩手県条例）による障がい者福祉について理解と関心を高め、関係機関との連携を強化し、障がい者福祉活動を推進します。
 - ア 相談受付と関係機関との連携

(10) 指定障害福祉サービス事業所ポパイの家（多機能型事業所）運営

①基本計画

障害者総合支援法及び法人の経営理念に基づき、地域社会において他の人々と共生できるよう、日常生活や社会生活における支援を行います。

利用者に、日中活動において就労の機会や生産活動の機会及び創作活動の提供を通じて知識・能力の向上を支援し、人間性を尊重した事業運営に努めます。

健全で揺るぎない運営を維持し続けるためにも、基本に立ち返り、サービスの土台を強化するとともに、魅力のある施設づくりに努めます。

また、多機能型事業所として事業展開を行うとともに、職員の資質向上を図り、利用者にとって働き甲斐があり魅力のある施設づくりを目指し、新型コロナウイルス終息後の事業展開に向けて検討を行います。

②重点事業

日中活動の場を提供することで、働く喜びと、利用者同士が互いに助け合い、潤いのある生活が送れるよう支援を行います。

ア 就労継続支援B型

利用者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、就労やその他の機会の提供を行います。

利用者の個々に合わせた支援計画を作成し計画的支援を行います。

利用者の状況に応じた適切な指導及び訓練を行います。

イ 生活介護

創作活動及び生産活動等の機会の提供を行います。

利用者の個々に合わせた支援計画を作成し計画的支援を行います。

利用者の状況に応じた適切な支援及び訓練を行います。

ウ 健康管理

嘱託医及び看護職員と連携を図りつつ、利用者個々の健康状態の把握に努めます。

エ 利用者支援の充実

サービス管理責任者の作成した個別支援計画により、利用者の能力や置かれている環境、日常生活全般の状況などの評価に基づき、利用者一人ひとりに応じたサービスを提供するよう努めます。

オ 職員の資質向上

職員一人ひとりが高い倫理観と規範意識を保持し、個々の職務内容を明確にすることで業務の効率化を図り、サービスの質の維持向上を目指します。

カ 当事業所の特色を再検討して、魅力ある事業所として広報活動等に力を入れ、宣伝に努めます。

キ 就労支援事業の収入を増加して利用者の工賃向上を図るため、農産物や自主製品の販路の拡大や受託事業の拡大を試み、農福連携による受注量アップを目指します。

ク 作業所の活用

作業所を活用し、アルミ缶等の資源回収量を増やして効率的に作業を行うとともに、利用者の健康等を考慮した働きやすい作業環境を整えます。

ケ 作業環境の整備

利用者が快適に安心して作業等に取り組めるよう二つの作業室に各1台と相談室に1台、計3台のエアコンの設置を行い、作業環境の整備を行います。

コ 各種委員会等の開催

運営基準に則り、工賃判定会議、虐待防止委員会、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催します。

③事業計画

ア 地域住民及び保護者参加による各種行事実施

- 1 クリスマス会
- 2 日帰りレクリエーション

イ 工賃向上及び利用者支援に伴う各種事業の展開

- 1 予算の適正計上、適正執行
- 2 関係機関への申請関係
- 3 新規事業の検討
- 4 研修旅行の実施

ウ 個別支援計画

1 アセスメントの実施

利用者個々のニーズを把握するため、利用者とその家族、関係機関等にアセスメントを実施します。

2 個別支援計画の作成

アセスメントを元に課題を整理し、利用者と共に共有することで、個々のニーズに合わせた個別支援計画を作成します。

3 支援計画の実施

利用者の同意を得たうえで個別支援計画に沿った支援を行うとともに、職員が共通の視点で支援を行うため支援会議を行い、その結果を記録し、必要に応じて計画の修正を行います。

エ 利用者支援

1 生活支援

社会生活に必要な基本的な生活習慣の確立を目的とし、毎日の支援の積み重ねにより、より良い習慣形成や社会生活能力の向上並びに社会適応能力を育成し、自立した生活ができるよう支援します。

生活習慣の取得、身だしなみ、コミュニケーション、健康管理、生活領域の拡大を図ります。

2 作業支援

工賃水準の維持向上のために地域の実情を踏まえて、事業の更なる充実、新規事業への取り組み等に努めます。

利用者とのコミュニケーションを密にし、障害特性に合わせて作業環境を整えることで作業能率を上げ、就労への動機づけ、作業能力向上を目指します。

作業を通じて得た収益は、利用者に工賃として還元します。

オ 職員の資質向上

- 1 職員相互の信頼、やりがいのある職場の実現と職務を通じての人材育成
- 2 定期的職場内研修の実施、行政、関係機関等が実施する各種研修会や資格取得講座等への積極的参加による専門知識の取得推進
- 3 日常における職員間の報告・連絡・相談の徹底による情報の共有化
- 4 職員の処遇改善

④行事計画

音楽療法・運動療法各 12 回、利用者研修旅行、保護者会総会、花見、販売会、利用者健康診断、利用者歯科検診、避難訓練年 2 回